

240312「育児介護休業法の改正について考える緊急院内集会」へのメッセージ

日本労働弁護団の皆さんが、はたらくすべての人々と労働組合の権利を守るためご奮闘されていることに、心より敬意と感謝を申し上げます。

労働弁護団の2月2日付「仕事と育児・介護の両立支援対策についての報告書に対する意見書」の内容に、全面的に賛同いたします。法案の閣議決定前（11日現在）に「不十分」との意見書が出されたことは重いものだと思います。

意見書が指摘するように、1月30日に公表された育児介護休業法改正案要綱とそのもととなった雇用環境・均等分科会の報告書は、昨年6月に公表された厚生労働省研究会の報告書からも後退した不十分なものです。

要綱では、育児・介護と仕事の両立、働き方におけるジェンダー平等の実現の最大のネックとなっている長時間労働是正の観点が欠如しています。ヨーロッパ諸国で導入されている勤務間インターバル規制を盛り込むべきです。

転居を伴う転勤命令への規制を盛り込んでいないことも問題です。東亜ペイント事件最高裁判決の3要件では救済されない不当な配転命令を規制しなければ、育児介護と仕事の真の両立ははかれません。

子の看護休暇制度の見直しについても、コロナ禍で重要性が認識されたにもかかわらず全く不十分です。対象年齢は小学校6年生まで引き上げ、取得可能日数も海外の制度も参考に拡充し、かつ有給の制度とすべきです。

当初与党側は、「3月上旬に閣議決定」としてきましたが、このような不十分な内容である以上、拙速は避け、労働弁護団をはじめ多くの皆さんの意見を十分に聴いて慎重に検討を続けるべきです。そのためにみなさんとも力を合わせていく決意を申し上げ、連帯のメッセージといたします。

2024年3月11日 日本共産党 衆議院議員
厚生労働部会長 宮本 徹